

○岐阜県公害防止条例

昭和四十三年十二月二十四日条例第三十号

岐阜県公害防止条例をここに公布する。

岐阜県公害防止条例

目次

第一章 総則（第一条―第六条の三）

第二章 公害の防止に関する基本的施策（第七条―第十二条）

第二章の二 指定工場の新設又は増設の協議（第十二条の二）

第三章 大気汚染に関する規制

第一節 ばい煙に関する規制（第十三条―第二十五条の二）

第二節 粉じん及び特定物質に関する規制（第二十六条―第二十二條）

第四章 水質汚濁に関する規制（第三十三条―第四十四条の二）

第五章 騒音及び振動に関する規制

第一節 特定工場等の騒音及び振動に関する規制（第四十五条―第五十四条）

第二節 特定作業の騒音及び振動に関する規制（第五十五条―第五十七条）

第三節 深夜騒音等に関する規制（第五十八条―第五十九条）

第五章の二 悪臭に関する規制（第五十九条の二―第五十九条の七）

第五章の三 屋外燃焼行為等に関する規制（第五十九条の八・第五十九条の九）

第六章 削除

第七章 雑則（第六十六条―第七十条）

第八章 罰則（第七十一条―第七十七条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、岐阜県環境基本条例（平成七年岐阜県条例第九号。以下「基本条例」という。）第三条に定める基本理念にのっとり、公害の未然防止等に関し、事業者、県及び県民の責務を明らかにするとともに、公害の防止に関する県の施策の基本となる事項及び法令に定めるもののほか公害の原因となる物質の排出等の規制措置その他公害の防止について必要な事項を定めることにより、国の施策と相まって公害対策の総合的推進を図り、もって県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕、一部改正〔平成七年条例九号・一二年二号〕

（定義）

第二条 この条例において「公害」とは、基本条例第二条第三項に規定する公害をいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

一部改正〔昭和四六年条例九号・平成七年九号〕

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生の防止に資するように努めなければならない。

一部改正〔昭和四六年条例九号〕

（県の責務）

第四条 県は、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全する使命を有することにかんがみ、県の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

一部改正〔平成七年条例九号〕

（市町村との連携等）

第五条 県は、市町村が行うその区域における住民の健康の保護及び生活環境の保全のための施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

全部改正〔平成一二年条例二号〕

（県民の責務）

第六条 県民は、県及び市町村が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

一部改正〔平成七年条例九号〕

第六条の二 削除

削除〔平成七年条例九号〕

（調査の請求）

第六条の三 公害を受け、又は受けるおそれのある者は、規則で定めるところにより、知事にその状況についての調査の請求をすることができる。

2 知事は、前項の規定による調査の請求があったときは、すみやかに調査をし、その結果を当該請求者に通知

するものとする。

追加〔昭和四六年条例九号〕

第二章 公害の防止に関する基本的施策

(県と市町村との関係)

第七条 県は、公害の防止に関する施策のうち、主として、二以上の市町村の区域にわたる施策、市町村において処理することが困難な施策及び統一的な処理を必要とする施策の策定及び実施並びに市町村の行なう施策の総合調整にあたるものとする。

2 県は、市町村の公害の防止に関する施策が十分に行なわれるように技術的な助言その他の援助又は指導を行なうように努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第八条 知事は、公害の状況をは握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

(調査研究の推進等)

第九条 知事は、公害の予測に関する調査その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施し、並びに公害の防止に資する研究を推進し、及びその成果の普及に努めなければならない。

(知識の普及等)

第十条 知事は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。

(地域開発施策等における公害防止の配慮)

第十一条 知事は、都市の開発、企業の誘導等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施にあつては、公害の防止について配慮しなければならない。

(環境上の基準の設定等)

第十二条 知事は、環境基本法(平成五年法律第九十一号。以下「法」という。)第十六条第一項に定める基準のほか、県民の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の基準を定めるものとする。

2 前項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

3 知事は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項及び法第十六条第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕、一部改正〔平成六年条例一八号・七年九号〕

第二章の二 指定工場の新設又は増設の協議

追加〔昭和四六年条例三二号〕

(指定工場の新設又は増設の協議)

第十二条の二 公害を発生するおそれのある工場、事業場等で規則で定める心の(以下次項において「指定工場」という。)を規則で定める地域に新設し、又は増設しようとするときは、規則で定めるところにより、その新設又は増設に係る事業計画について、あらかじめ知事に協議しなければならない。

2知事は、前項の協議があつた場合において、公害を防止するために必要があると認めるときは、当該指定工場を新設し、又は増設しようとする者に対し、公害を防止するために必要な指示をすることができる。

追加〔昭和四六年条例三二号〕

第三章 大気の汚染に関する規制

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

第一節 ばい煙に関する規制

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(用語)

第十三条 この節(第六十六条を含む。)において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

三 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第一号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの

2 この節において「ばい煙発生施設」とは、工場、事業場等に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(ばい煙の排出基準)

第十四条 ばい煙に係る排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、規則で定める。

2 前項の排出基準は、前条第一項第一号のいおう酸化物(以下この節において「いおう酸化物」という。)にあつては第一号、同項第二号のばいじん(以下この節において「ばいじん」という。)にあつては第二号、同項第三号に規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)にあつては第三号又は第四号に掲げる許容限度とする。

一 いおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口(ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下この節において同じ。)から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、地域の区分ごとに排出口の高さ(規則で定める方法により補正を加えた

ものをいう。以下この節において同じ。)に応じて定める許容限度

二 ばいじんに係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、施設の種別及び規模ごとに定める許容限度

三 有害物質(次号の特定有害物質を除く。)に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種別及び施設の種別ごとに定める許容限度

四 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で規則で定めるもの(以下この節において「特定有害物質」という。)に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される特定有害物質の量について、特定有害物質の種別ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(大気汚染防止法の排出基準)

第十四条の二 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第四条第一項の規定により、同法第三条第一項の排出基準にかえて適用すべき排出基準は、別に条例で定める。

追加(昭和四六年条例三二号)

(ばい煙発生施設の設籍の届出)

第十五条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主場、事業場等の名称及び所在地

三 ばい煙発生施設の種別

四 ばい煙発生施設の構造

五 ばい煙発生施設の使用の方法

六 ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量(以下この節において「ばい煙量」という。)又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質(特定有害物質を除く。)の量(以下この節において「ばい煙濃度」という。)及びばい煙の排出の方法その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(経過措置)

第十六条 一の施設がばい煙発生施設となった際現にその施設を設置している者(設籍の工事をしている者を含む。)であって、ばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第十七条 第十万条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第十五条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(計画変更命令)

第十八条 知事は、第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十五条第一項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(実施の制限)

第十九条 第十五条第一項の規定による届出をした者又は第十七条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第十五条第一項又は第十七条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(氏名の変更等の届出)

第二十条 第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(承継)

第二十一条 第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(ばい煙の排出の制限)

第二十二条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下この節において「ばい煙排出者」という。）は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙発生施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。

全部改正（昭和四六年条例九号）

(改善命令等)

第二十三条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(ばい煙の減少措置の勧告)

第二十三条の二 知事は、大気の汚染が著しい地域において、ばい煙を排出する者に対し、ばい煙量を減少させる措置として低いお燃料の使用、燃料の転換又は排煙脱硫装置の設備を勧告することができる。

追加〔昭和四六年条例三二号〕

(ばい煙量等の測定)

第二十四条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(緊急時の措置)

第二十五条 知事は、気象状況の影響等により大気汚染が著しくなり、人の健康をそこなうおそれがあり、又は生活環境を著しくそこなうおそれがあると認めるときは、ばい煙を大気中に排出する者に対し、ばい煙の排出量の減少その他必要な措置をとることを求めるものとする。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(ばい煙の拡散の抑制)

第二十五条の二 ばい煙を排出する者は、工場、事業場等において発生するばい煙の排出による大気の汚染を防止するにあつては、単にばい煙を大気中に拡散することにより排出基準に適合させることをもつて、大気の汚染の防止についての十分な措置をとったものと解してはならない。

追加〔昭和四六年条例三二号〕

第二節 粉じん及び特定物質に関する規制

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(用語)

第二十六条 この節（第六十六条を含む。）において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

2 この節（第六十六条を含む。）において「特定物質」とは、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。

3 この節において「粉じん等発生施設」とは、工場、事業場等に設置される施設で粉じん及び特定物質（以下この節において「粉じん等」という。）を発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じん等が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをし、う。

4 この節において「粉じん等発生作業」とは、吹付塗装その他の作業で粉じん等を発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その作業から排出され、又は飛散する粉じん等が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(規制基準)

第二十七条 粉じん等に係る規制基準は、粉じん等発生施設又は粉じん等発生作業において発生し、又は飛散する粉じん等について規則で定める。

2 前項の規制基準は、粉じん等発生施設又は粉じん等発生作業から発生し、及び排出され、又は飛散する粉じんの量について、粉じん等の種類ごとに定める許容限度とする。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(粉じん等発生施設の設置等の届出)

第二十八条 粉じん等発生施設を設置しようとする者又は粉じん等発生作業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場、事業場等の名称及び所在地又は特定作業の場所及び実施期間
- 三 粉じん等発生施設又は粉じん等発生作業の種類
- 四 粉じん等発生施設の構造
- 五 粉じん等発生施設の使用及び管理の方法又は粉じん等発生作業の管理の方法
- 六 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、粉じん等発生施設の配膳図又は粉じん等発生作業の作業図その他の規則で定める書類を添附しなければならない。

3 第一項又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(経過措置)

第二十九条 一の施設又は作業が粉じん等発生施設又は粉じん等発生作業となった際現にその施設を設置している者(設置の丁事をしている者を含む。)又は作業を実施している者は、当該施設又は作業が粉じん等発生施設又は粉じん等発生作業となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(基準遵守義務)

第三十条 粉じん等発生施設を設置している者又は粉じん等発生作業を実施している者は、当該粉じん等発生施設又は粉じん等発生作業について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準又は第二十七条第一項の規制基準を遵守しなければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(基準適合命令等)

第三十一条 知事は、粉じん等発生施設を設置している者又は粉じん等発生作業を実施している者が前条の基準(規制基準を含む。以下この条において同じ。)を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん等発生施設若しくは粉じん等発生作業について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん等発生施設の使用若しくは粉じん等発生作業の実施の一時停止を命じることができる。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(準用)

第三十二条 第二十条及び第二十一条の規定は、第二十八条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出をした者について準用する。

2 第二十二條第二項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

3 第二十五条の二の規定は、粉じん等発生施設を設置している者及び粉じん等発生作業を実施している者について準用する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕、一部改正〔昭和四六年条例三二号〕

第四章 水質の汚濁に関する規制

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(用語)

第三十三条 この章において「公共用水域」とは、河川、湖沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝こう渠きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)を除く。)をいう。

2 この章において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える污水又は廃液(以下この章において「污水等」という。)を排出する施設で規則で定めるものをいう。

- 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。
- 二 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 この章において「排水水」とは、特定施設を設置する工場、事業場等(以下この章において「特定事業場等」という。)から公共用水域に排出される水をいう。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(排水基準)

第三十四条 污水等に係る排水基準は、排水水の汚染状態(熱によるものを含む。以下この章において同じ。)について、規則で定める。

2 前項の排水基準は、前条第二項第一号に規定する物質(以下この章において「有害物質」という。)による汚染状態にあっては、排水水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、同項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(水質汚濁防止法の排水基準)

第三十四条の二 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第三項の規定により、同条第一項の排水基準にかえて適用すべき排水基準は、別に条例で定める。

追加〔昭和四六年条例三二号〕

(特定施設の設置の届出)

第三十五条 工場、事業場等から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場、事業場等の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 特定施設から排出される汚水等の処理の方法
- 七 排出水の汚染状態及び量その他の規則で定める事項

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(経過措置)

第三十六条 一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であって排出水を排出するものは、当該施設が特定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(特定施設の構造等の変更の届出)

第三十七条 第三十五条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第三十五条第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(計画変更命令)

第三十八条 知事は、第三十五条又は前条の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場等の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下この章において同じ。)においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第三十五条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(実施の制限)

第三十九条 第三十五条の規定による届出をした者又は第三十七条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第三十条又は第三十七条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(排出水の排出の制限)

第四十条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場等の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(基準遵守義務)

第四十条の二 排出水を排出する者は、特定施設について規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

追加〔昭和四六年条例三二号〕

(改善命令等)

第四十一条 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場等の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるとき、又は前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造並びに使用及び管理の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕、一部改正〔昭和四六年条例三二号〕

(準用)

第四十二条 第二十条及び第二十一条の規定は、第三十条又は第三十六条の規定による届出をした者について準用する。

2 第二十二條第二項の規定は、第四十条の規定による排出水又は前条の規定による命令について準用する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(排出水の汚染状態の測定等)

第四十三条 排水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 排水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場等の排水口の位置その他の排水の排出の方法を適切にしなければならない。

3 排水を排出する者は、有害物質を含む汚水等（これを処理したものを含む。）が地下にしみ込むこととならないよう適切な措置をしなければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（緊急時の措置）

第四十四条 知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる理由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該一部の区域に排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとることを求めるものとする。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（排水の希釈の抑制）

第四十四条の二 排水を排出する者は、汚水等の排水による水質の汚濁を防止するにあつては、単に汚水等を希釈することにより排水基準に適合させることをもつて、水質の汚濁の防止についての十分な措置をとったものと解してはならない。

追加〔昭和四六年条例三二号〕

第五章 騒音及び振動に関する規制

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

第一節 特定工場等の騒音及び振動に関する規制

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（用語）

第四十五条 この節において「特定施設」とは、工場、事業場等に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動を発生する施設であつて規則で定めるものをいう。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（規制基準）

第四十六条 騒音及び振動に係る規制基準は、特定施設を設置する工場、事業場等（以下この節において「特定工場等」という。）において発生する騒音及び振動について規制する必要の程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに規則で定める。

2 前項の規制基準は、特定工場等において発生する騒音及び振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度とする。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（規制基準の遵守義務）

第四十七条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（特定施設の設置の届出）

第四十八条 工場、事業場等（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場、事業場等の名称及び所在地

三 特定施設の種別ごとの数

四 騒音又は振動の防止の方法

五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他規則で定める書類を添附しなければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（経過措置）

第四十九条 一の施設が特定施設となった際に工場、事業場等（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該施設が特定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（特定施設の数等の変更の届出）

第五十条 第四十八条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第四十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音若しくは振動の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第四十八条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(計画変更勧告)

第五十一条 知事は、第四十八条第一項又は前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(改善勧告及び改善命令)

第五十二条 知事は、特定工場等において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第四十九条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する特定施設となった日から三年間は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際その者が第五十条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(準用)

第五十三条 第二十条及び第二十一条の規定は、第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定による届出をした者について準用する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(小規模の事業者に対する配慮)

第五十四条 知事は、小規模の事業者に対する第五十一条又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定の適用にあつては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

第二節 特定作業の騒音及び振動に関する規制

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(用語)

第五十五条 この節において「特定作業」とは、建設工事その他の作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であつて規則で定めるものをいう。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(特定作業の実施の届出)

第五十六条 特定作業を実施しようとする者は、当該特定作業の開始の日の三十日前（特定作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定作業の開始の日の七日前）までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により建設工事に係る特定作業を緊急に行なう必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 作業の目的に係る施設又は工作物の種類

三 特定作業の場所及び実施の期間

四 騒音又は振動の防止の方法

五 その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、すみやかに同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定作業の場所の附近の見取図その他規則で定める書類を添附しなければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

(改善勧告及び改善命令)

第五十七条 知事は、特定作業に伴つて発生する騒音又は振動が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことによりその特定作業の場所の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該作業を実施する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定作業を行なっているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 知事は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行なわれる特定作業について前二項の規定によ

る勧告又は命令を行なうにあつては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

第三節 深夜騒音等に関する規制

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（飲食店営業等に係る誦音の規制）

第五十八条 騒音の防止を図る必要がある地域として規則で定める地域（以下「特定地域」という。）内において、飲食店営業その他の営業であつて規則で定めるものを営む者は、午後十時から翌日の午前六時までの間においては、当該営業を営むことにより、特定地域の区分ごとに規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。

全部改正〔昭和五七年条例一〇号〕

（音響機器の使用制限）

第五十八条の二 特定地域のうち、静穏の保持を必要とする地域として規則で定める地域又はこれに類する地域として規則で定める区域内において、飲食店営業その他の営業であつて規則で定めるものを営む者は、午後十一時から翌日の午前六時までの間においては、当該地域又は区域内の営業所において規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機沿から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講じた場合は、この限りでない。

追加〔昭和五七年条例一〇号〕

（利用者の義務）

第五十八条の三 前二条に規定する営業を利用する者は、その利用に当たって、それぞれ、前二条に規定する時間内においては、周辺の静穏を害する行為をしてはならない。

追加〔昭和五七年条例一〇号〕

（改善勧告及び改善命令）

第五十八条の四 知事は、第五十八条又は第五十八条の二の規定に違反する行為により当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、営業時間の制限、騒音の防止の方法の改善その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該違反行為をしているときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

追加〔昭和五七年条例一〇号〕

（拡声放送の制限）

第五十九条 何人も、午後九時から翌日の午前六時までの間は、屋外において又は屋外に向けて、宣伝のため拡声機による放送をしてはならない。

2 前項の規定は、時報、公共のためにする広報その他規則で定める場合には、適用しない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

第五章の二 悪臭に関する規制

追加〔昭和四八年条例一一号〕

（用語）

第五十九条の二 この章において「悪臭物質」とは、アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境をそこなうおそれのある物質であつて規則で定めるものをいう。

追加〔昭和四八年条例一一号〕

（規制基準）

第五十九条の三 悪臭に係る規制基準は、工場、事業場等における事業活動に伴つて発生する悪臭物質の種類ごとに次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる許容限度として規則で定める。

一 工場、事業場等における事業活動に伴つて発生する悪臭物質で、当該工場、事業場等から排出（漏出を含む。以下この章において同じ。）されるものの当該工場、事業場等の敷地の境界線の地表における規制基準大気中の濃度の許容限度

二 工場、事業場等における事業活動に伴つて発生する悪臭物質で、当該工場、事業場等の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設における排出口における規制基準前号の許容限度を基礎として、排出口の高さに応じた流量又は排出気体中の濃度の許容限度

三 工場、事業場等における事業活動に伴つて発生する悪臭物質で、当該工場、事業場等から排出される排水に含まれるものの当該工場、事業場等の敷地外における規制基準第一号の許容限度を基礎とした排水中の濃度の許容限度

追加〔昭和四八年条例一一号〕

（規制基準の遵守義務）

第五十九条の四 工場、事業場等を設置している者は、当該工場、事業場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

追加〔昭和四八年条例一一号〕

（改善勧告及び改善命令）

第五十九条の五 知事は、工場、事業場等における事業活動に伴つて発生する悪臭物質の排出が、規制基準に適合しないことにより住民の生活環境がそこなわれていると認めるときは、当該工場、事業場等を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭物質を発生させている施設

の運用の改善、悪臭物質の排出防止設備の改良その他悪臭物質の排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による措置は、当該工場、事業場等において発生する悪臭物質の排出についての規制基準が新たに設けられた日から一年間は、当該工場、事業場等を設置している者の当該悪臭物質の排出について、とることができない。

4 第二項の規定による措置は、当該工場、事業場等において発生する悪臭物質の排出についての規制基準が強化されたときは、その日から一年間、その排出が強化される前の規制基準に適合している場合について、とることができない。

追加〔昭和四八年条例一一号〕

（小規模事業者に対する配慮）

第五十九条の六 知事は、小規模の事業者に対して前条第一項又は第二項の規定による措置をとるときは、その者の事業活動に及ぼす影響について配慮しなければならない。

追加〔昭和四八年条例一一号〕

（事故時の措置）

第五十九条の七 工場、事業場等を設置している者は、当該工場、事業場等において事故が発生し、悪臭物質の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、ただちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

追加〔昭和四八年条例一一号〕

第五章の三 屋外燃焼行為等に関する規制

追加〔昭和四六年条例三二号〕、一部改正〔昭和四八年条例一一号〕

（屋外燃焼行為の制限）

第五十九条の八 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂その他燃焼の際ばい煙又は悪臭が発生する物質で規則で定めるものを屋外において多量に燃焼させてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、必要な限度において警告を発するものとする。

追加〔昭和四六年条例三二号〕、一部改正〔昭和四八年条例一一号〕

（農薬の空中散布の制限）

第五十九条の九 何人も、水質の汚濁、土壌の汚染等による公害が生ずるおそれのある農薬で規則で定めるものを航空機から空中散布してはならない。ただし、当該農薬に替る有効な農薬がない場合で規則で定める方法により空中散布する場合は、この限りでない。

追加〔昭和四六年条例三二号〕、一部改正〔昭和四八年条例一一号〕

第六章 削除

削除〔平成六年条例一八号〕

第六十条から第六十五条まで 削除

削除〔平成六年条例一八号〕

第七章 雑則

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（報告及び検査）

第六十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙、粉じん、特定物質、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭（以下この項及び次条において「ばい煙等」という。）を排出し、若しくは発生している者に対し、ばい煙等を排出し、若しくは発生している施設若しくは作業の状況その他必要な事項に関して報告を求め、又はその職員に、ばい煙等を排出し、若しくは発生している者の工場、事業場その他の場所に立ち入り、ばい煙等を排出し、若しくは発生している施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（公害防止管理者の設置）

第六十七条 施設を設置し、又は作業を実施している者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、公害防止管理者を選任し、ばい煙等の処理の方法等について、当該工場、事業場等から公害を発生させないよう監督を行なわせなければならない。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（公害防止協定の締結）

第六十七条の二 事業者は、県又は市町村から、公害の防止に関する協定の締結について申出を受けたときは、その申出に応じなければならない。

追加〔昭和四六年条例三二号〕

（援助）

第六十八条 県は、公害の防止施設の整備の促進を図るため、公害の防止施設の設置又は改善について必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（勧告）

第六十九条 知事は、第五十二条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項又は第五十九条の五第一項に規定するほか、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、公害の防止のため必要な措置を執ることを勧告することができる。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕、一部改正〔昭和五七年条例一〇号〕

（規則への委任）

第七十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

第八章 罰則

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（罰則）

第七十一条 第十八条、第二十三条第一項、第三十八条、第四十一条、第五十二条第二項又は第五十九条の五第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕、一部改正〔昭和四八年条例一一号〕

第七十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項又は第四十條の規定に違反した者

二 第三十一條の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

第七十三条 第五十八条の四第二項の規定による命令に違反した者又は第五十九条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕、一部改正〔昭和五七年条例一〇号〕

第七十四条 第十五条第一項、第十七条第一項、第三十五条又は第百七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

第七十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項、第二十八條第一項若しくは第三項、第二十九條第一項、第三十六條又は第四十八條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九條第一項、第三十九條第一項又は第五十九條の三の規定に違反した者

三 第五十七條第二項の規定による命令に違反した者

四 大気の汚染又は水質の汚濁に係る第六十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

全部改正〔昭和四六年条例九号〕、一部改正〔昭和四六年条例三二号〕

第七十六条 第四十九條第一項、第五十條第一項若しくは第五十六條第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は騒音、振動若しくは悪臭に係る第六十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

（両罰規定）

第七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六条の過反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

全部改正〔昭和四六年条例九号〕

付則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び第六章の規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和四十四年六月規則第六十二号で、同四十四年六月二十三日から施行）

（岐阜県公害対策審議会設置条例の廃止）

2 岐阜県公害対策審議会設置条例（昭和四十二年岐阜県条例第三十六号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に1日条例の規定によって岐阜県公害対策審議会の委員又は専門調査員に任命されている者は、この条例の相当規定によって任命されたものとみなす。

4 前項に規定する場合のほか、旧条例の規定によってした手続その他の行為は、この条例の相当規定によつてしたものとみなす。

附則（昭和四十六年三月二十日条例第九号）

1 この条例は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項及び第三条第一項に係る改正規定は、公布の日から施行する。（昭和四十六年六月規則第七十一号で、同四十六年六月十四日から施行）

2 この条例施行の際現に改正前の第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者は、改正後の相当規定による届出をした者とみなす。

3 この条例施行の際現に改正前の第二条第四項に規定する特定施設を設けしている者（設けの工事をしている

者を含む。)に関する改正後の第二十二條第二項(改正後の第二十三條第二項、第三十二條第二項及び第四十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第二十二條第二項中「一の施設がばい煙発生施設となった際」とあるのは「岐阜県公害防止条例の一部を改正する条例(昭和四十六年岐阜県条例第九号)の施行の際」と、「当該施設がばい煙発生施設となった日」とあるのは「岐阜県公害防止条例の一部を改正する条例の施行の日」とする。

4 この条例の施行の際現に改正前の第三十條第二項の規定によって任命されている委員又は改正前の第三十四條第二項の規定によって任命されている専門調査員は、それぞれ第六十一條第二項又は第六十五條第二項の規定により任命された者とみなす。

5 改正前の条例によってした処分、手続その他の行為は、改正後の相当規定によってしたものとみなす。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な経過措置は、規則で定める。

附則(昭和四十六年七月二十日条例第二十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十六年十二月二十八日条例第三十二号)

この条例は、昭和四十七年二月一日から施行する。

附則(昭和四十八年三月三十日条例第十一号)

1 この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める工場、事業場等については、昭和四十九年五月三十日までの間は、改正後の岐阜県公害防止条例第五十九條の五第二項の規定は、適用しない。

附則(昭和五十七年三月二十六日条例第十号)

1 この条例は、昭和五十七年七月一日から施行する。

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の岐阜県公害防止条例の規定によってした処分その他の行為は、この条例による改正後の岐阜県公害防止条例の相当規定によってしたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和六十年十二月二十六日条例第二十九号)

この条例は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附則(平成六年七月十五日条例第十八号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成六年八月一日から施行する。

附則(平成七年三月二十三日条例第九号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附則(平成十二年三月二十四日条例第二号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。